

ヘッセン州 州令（4月27日以降）

1. 感染予防措置

●ヘッセン州では、基本的に、3月24日付けの連邦と州の合意に基づく防疫措置（接触制限、旅行制限等）および4月21日に連邦議会で可決された改正感染症予防法に規定されている制限措置が適用されます。

※観光目的によるホテル等の宿泊施設での宿泊は禁止されています。

※以下ヘッセン州州令の中で新型コロナウイルス検査の陰性結果提示義務が規定されている箇所（例えば美容院やフットケアなど身体接触のあるサービスを受ける場合や予約制のもとに店舗で買い物をする場合、または学校での出席型授業に参加する場合）について、ワクチン接種済の者には同検査結果提示義務が免除されます。

〈州令①〉

https://www.hessen.de/sites/default/files/media/03_corona-kontakt-und-betriebsbeschraenkungsverordnung_stand_27.04.21_0.pdf

〈州令②〉

https://www.hessen.de/sites/default/files/media/02_corona-einrichtungsschutzverordnung_stand_27.04.21.pdf

●但し、特に感染率が高い市・郡では、より厳しい規則が適用されることがありますので、各市・郡の発表に注意してください。

2. 検疫措置（4月27日発効）

※検疫措置については在ドイツ日本国大使館の下記リンクも併せてご参照ください。

https://www.de.emb-japan.go.jp/itpr_ja/konsular_coronavirus200313-1.html#04bouekitaisakuD2

※3月8日より、ヘッセン州では、以下2点の措置が適用されます。

①自主検査によって、陽性となった場合には、直ちに自主隔離を実施し、追加的にPCR検査を受ける必要がある。

②変異株が蔓延している地域（Virusvarianten-Gebiet）からの入域者は、14日間隔離措置を実施する必要がある。（陰性証明書の提出によって隔離を早期に終了させることはできない。）

●国外から陸路、海路又は空路によりヘッセン州に入域し、入域前10日以内にリスク地域（注1）に滞在した場合は、到着後遅滞なく自宅又は滞在先に向かい、原則としてその後10日間の隔離義務が生じる。

(注 1) リスク地域とは、新型コロナウイルスの高い感染リスクがあるドイツ以外の国又は地域を指し、同地域の指定に関しては、ロベルト・コッホ研究所が公表する（4月24日現在、日本はリスク地域ではありません）

●上記隔離措置対象者は、リスク地域から入国・帰国したことについて、管轄の保健所に遅滞なく報告しなければならない。コロナ感染の疑いありと思われる症状が見られた場合にも保健所への報告が義務づけられる。

●また、リスク地域からの入国・帰国に際して、これまでの紙ベースの所在追跡票 (Aussteigekarte/Public Health Passenger locator Form) に替わり、PC、タブレット端末、スマートフォンなどを利用したデジタル化運用が開始された。(デジタル入国登録については、ドイツへの入国・帰国前の電子登録が必要)。

○デジタル入国登録フォーム (Digitale Einreiseanmeldung/Digital Registration on Entry) <https://www.einreiseanmeldung.de/#/>

●リスク地域から独への入国に関し、上記の 10 日間の隔離義務に加え、州の政令に基づき、2021 年 1 月 11 日から独入国に際しての検査義務が導入される。その際の検査は、入国の前 48 時間以内、または、入国直後に行われなければならない。連邦は、2020 年 8 月から存在する検査義務に加え、第 3 次住民保護法に基づき、変異種の感染拡大、または、特に感染者数が多いことにより、特に感染リスクが高い地域からの独入国の際の検査義務に関する特別の規則を公布する。

●入国・帰国後 5 日目以降に受検したコロナ検査の結果が陰性の場合には、隔離 5 日目以降（陰性が確定して以降）に隔離を終了することが可能。同検査の受検は、入国・帰国後早くても 5 日目以降でなければならず、その検査結果は 10 日間保管し、要請があれば管轄の保健局に提出する必要がある。また、検査結果が陰性であった場合でも、入国・帰国後 10 日以内に新型コロナウイルスの感染症状が現れた場合には、直ちに管轄の保健局に遅滞なく連絡するとともに、再度検査を受ける必要がある。

●隔離措置の例外が適用されるのは、例えば以下の場合（新型コロナウイルスの症状が見られないことが前提）。

※詳細は以下、ヘッセン州州令をご覧ください。

○通過目的のためだけに、ヘッセン州に入域する者。この場合、最も迅速なルートで同州の地を離れなければならない。

○職務上、陸路・鉄道・船・飛行機などの手段によって、物品や貨物を輸送する者（陰性証明書を提出する必要あり）

○ヘッセン州での滞在が 72 時間以内であり、職務上、陸路・鉄道・船・飛行機などの手段によって、物品や貨物を輸送する者

○ヘッセン州での滞在が72時間以内であり、保健衛生の維持のために必要不可欠な活動に従事する者（下線部分について示す証明書を発行する必要あり。）

○ワクチン接種済の者（ドイツ入国前10日以内にウイルス変異株蔓延地域への滞在歴がないことが条件。）

< ヘッセン州州令 >

https://www.hessen.de/sites/default/files/media/01_corona-quarantaeneverordnung_stand_23.04.21_0.pdf